

## 第2次いのちを支える日立市自殺対策計画素案に対する意見記入用紙

日立市は、だれも自殺に追い込まれることのない「いのちを支えるひたち」の実現のため、「いのちを支える日立市自殺対策計画」の改定作業を進めています。

この度、計画素案がまとまりましたので、より良い内容にするために、市民の皆さまからのご意見を募集します。是非、ご意見をお聞かせください。

### 1 意見の募集期間

令和6年12月6日（金）から 令和7年1月6日（月）まで〈必着〉

### 2 計画案の閲覧方法

第2次いのちを支える日立市自殺対策計画素案の全文のデータは、日立市のホームページからご覧いただけます。

また、次の場所で計画素案の全文の冊子をご覧いただけます。

【日立市役所本庁舎1階障害福祉課及び1階情報センター・各支所・日立駅前出張所・各図書館・保健センター・各交流センター】

日立市ホームページ



### 3 意見の提出方法

(1) 裏面の記載欄にご意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

ア 直接持参：日立市役所1階障害福祉課まで直接お持ちください。

(受付時間：8時30分から17時15分まで 土・日・祝日、12月28日から1月5日を除く。)

イ 意見回収箱投函：日立市役所本庁舎1階情報センター・各支所・日立駅前出張所・各交流センター備付けの意見回収箱に投函してください。(閉庁日を除く。)

ウ 郵送：〒317-8601 日立市助川町1-1-1 障害福祉課

エ FAX：0294 (22) 3011

オ 電子メール：shogai@city.hitachi.lg.jp

申請フォーム



(2) スマートフォンで右記の申請フォームから、直接意見の提出が行えます。

### 4 意見の提出に関する注意事項

(1) 記入いただいた氏名、住所、電話番号等の個人情報は、ご意見の確認を行う必要がある場合の連絡のほか、統計的処理にのみ使用し、目的外の使用はしません。

(2) 意見を記入する欄の行数が不足する場合は、氏名、住所、電話番号等を記入の上、「別紙のとおり」とし、別紙を添付してください。

(3) いただいたご意見に対する個別の回答はしません。また、ご意見は市の考え方とともに市のホームページに掲載しますので、あらかじめご了承ください。

ご意見の記入欄は裏面にあります。

## 5 計画案に対するご意見記入欄

No.	ページ番号 又は該当項目	ご意見及びその理由	
(例)	P.28 基本施策1の取組内容		
意見1			
意見2			
意見3			
氏名		性別・年齢	男・女・回答しない _____歳
住所		電話番号	

## 6 提出及び問合せ先

日立市保健福祉部障害福祉課 〒317-8601 日立市助川町1-1-1  
 電話 0294 (22) 3111 (内線356) / FAX 0294 (22) 3011  
 電子メール shogai@city.hitachi.lg.jp